

新型コロナウイルス流行時の 株主総会に関する論点整理

岩田合同法律事務所

弁護士 伊藤広樹

現在、新型コロナウイルスの影響が関係各所で生じており、大規模なイベントの自粛が相次いでいるが、株主を始めとする多くの関係者が一堂に会する株主総会も決して無関係ではない。

会社法上、定時株主総会は、「毎事業年度の終了後一定の時期に招集しなければならない」と定められており（会社法296条1項）、また、定時株主総会では、通常、役員の選任、剰余金の配当等の重要事項を決議する必要があるため、基本的には、これを開催する前提で、開催にあたりどのような工夫が可能かを検討することになると考えられる。

本稿では、新型コロナウイルス感染症の流行を想定した場合に問題となる、株主総会に関する実務上の論点を整理する。具体的には、①株主総会の開催日時・場所の変更、②決算手続への影響、③株主総会での実務対応について取り上げることとする。

なお、本稿は、2020年3月4日に執筆されたものであり、同日現在の情報を前提としているものである。

1 株主総会の開催日時・場所の変更

(1) 招集通知発送後の開催日時・場所の変更の可否

会社法上、株主総会の招集にあたっては、「株主総会の日時及び場所」を定める必要があり（会社法298条1項1号）、これを記載した招集通知が株主に発送される（同法299条4項）。

しかしながら、招集通知発送後において、予定されていた開催時期・場所で新型コロナウイルス感染症の深刻な流行が懸念されることが判明した場合に、開催日時・場所を変更することができるかが問題となる。

結論としては、招集通知発送後に株主総会の開催日時・場所を変更すること自体は可能であるが、

①「株主総会の日時及び場所」は取締役会決議に

より定められたものである（会社法298条4項）以上、その変更についても取締役会決議が必要であると解される。また、②変更後の開催日時・場所は、招集通知と同様の方法で株主に通知される必要があると解される。ここで、当該通知の期限に関して、当該通知は変更前の開催日の前に到達することが必要であると解する見解¹があるが、これに加えて、当該通知は招集手続のやり直しに類似するものと捉えて、招集通知の発出期限と同様に、原則として変更後の開催日の2週間前まで（同法299条1項参照）に発出されている必要もあると解することが、実務的には安全ではないかと考えられる^{2,3}。

なお、変更後の開催日時・場所については、招集通知のみならず、法的に必須ではないものの、

¹ 中村直人編著『株主総会ハンドブック〔第4版〕〕〔菊地伸〕（商事法務、2016）274頁。

² なお、開催場所のみの変更については、裁判例上、株主総会の当日に株主総会の会場を急遽変更した事案で、株主に対して会場の変更を周知させたことを理由にその変更が許容された事例（広島高松江支判昭36.3.20下民集12巻3号569頁）がある。

³ なお、開催日時に関しては、前事業年度に係る定時株主総会の開催日の応当日と著しく離れた日である場合には、招集通知にその理由を記載する必要がある（会社法施行規則63条1号イ）。また、開催場所に関しては、過去に開催した株主総会の開催場所と著しく離れた場所である場合には、原則として招集通知にその理由を記載する必要がある（同条2号）。

適時開示や会社のウェブサイト、SNS等でも公表することが望ましいと言える。

(2) 基準日との関係

前記(1)の手續に従い株主総会の開催を延期した場合には、当初設定されていた基準日との関係が問題となる。すなわち、定時株主総会については、定款上、議決権を行使できる株主を定める基準日が設けられているのが一般的であるが、その場合、定時株主総会は基準日から3カ月以内に開催される必要がある（会社法124条2項かつこ書）。例えば、定款上の基準日を3月末日とする会社は、6月末日までに定時株主総会を開催しなければならない。したがって、定時株主総会の開催の延期により、定款上の基準日から3カ月経過した後に定時株主総会を開催することとなった場合には、定款上の基準日を用いることができず、新たに議決権行使の基準日を設定する必要がある。この場合、会社は、新たな基準日の2週間前までに基準日の設定に関する公告を行う必要がある（同条3項）。

また、同様の問題は、剰余金の配当に関する基準日についても生じることになるが、剰余金の配当に関する決定権限が取締役会に授權されている会社（会社法459条1項4号）は、剰余金の配当にあたり定時株主総会を開催する必要がないため、定款上の基準日株主に剰余金を配当することができる。

ここで、以上の取扱いについては、本来的には議決権の行使もでき、剰余金の配当も受けることができたはずの定款上の基準日株主の利益を害するのではないかが問題となるが、定款上の基準日株主の権利は、「天災等のきわめて特殊な事情が存在せず、予定どおり定時株主総会が開催されたと

すれば」という条件付で行使することが認められたものであることを理由に、そのような特殊な事情が存在する場合には、定款上の基準日株主の利益が害されたとは言えず、会社が当該株主に対して損害賠償責任を負うことはないと解されている⁴。なお、法務省は、2020年2月28日付で「定時株主総会の開催について」を公表し、大要、新型コロナウイルス感染症に関連し、定款上の基準日株主をもって議決権行使・剰余金の配当を行うことができない状況が生じた場合には、新たに基準日を設定し、当該新たな基準日株主をもって議決権行使・剰余金の配当を行うことが可能である旨の見解を示している⁵。

(3) 定款規定との関係

会社法上、定時株主総会は「毎事業年度の終了後一定の時期に」招集しなければならない旨が定められている（会社法296条1項）のみであり、特定の時期の招集・開催が義務づけられているものではない。他方で、定款上、定時株主総会の開催時期が定められている事例⁶は数多く存在する。

この場合、新型コロナウイルス感染症の影響により定款上の開催時期に定時株主総会を開催できないとすると、定款違反に該当するのではないかが問題となる⁷が、法務省は、当該定款規定について、「通常、天災その他の事由によりその時期に定時株主総会を開催することができない状況が生じたときまで、その時期に定時株主総会を開催することを要求する趣旨ではないと考えられます」との見解を示している⁸。すなわち、定款規定の合理的解釈によって、新型コロナウイルス感染症の影響により定款上の開催時期に定時株主総会を開催できない場合でも、定款違反には該当しないと解

⁴ 大阪株式懇談会編「会社法実務問答集 II」〔前田雅弘〕（商事法務、2018）246-249頁。これに対して、剰余金の配当については、定款上の基準日株主に不測の損害を与えることになりかねないとして、議決権行使のように新たな基準日を設定して対応することは現実的でなく、延期後の定時株主総会では剰余金の配当を決議しないということにせざるを得ないとの見解（中村直人＝山田和彦『大震災と株主総会の実務』（商事法務、2011）24頁）があるが、剰余金の配当と議決権行使とで結論が異なる理論上の根拠は必ずしも明らかでない。

⁵ 法務省「定時株主総会の開催について」第2項および第3項（http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00021.html）。

⁶ たとえば、多くの上場会社が参照する全株懇定款モデルでは、「当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集……する」と定められている。

⁷ 定款違反に該当すると解する場合、株主総会の招集手續の定款違反として、株主総会決議の取消事由（会社法831条1項1号）が存在すると解される可能性がある。

⁸ 法務省、前掲注5・第1項。

することになると考えられる。

(4) 書面・電磁的方法による事前の議決権行使の期限との関係

書面・電磁的方法による事前の議決権行使（会社法298条1項3号、同項4号）の期限は、原則として株主総会開催日の前営業日の営業時間終了時（同法施行規則69条、70条）であるため、株主総会の開催を延期した場合には、書面・電磁的方法による事前の議決権行使の期限も同様に延長されることになると考えられることから、株主にその旨を案内することが望ましい。

(5) 取締役の任期との関係

予定どおりの時期に定時株主総会を開催できない場合、取締役の任期との関係で問題は生じないだろうか。

この点に関して、会社法上、取締役の任期は、「選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで」等と定められている（会社法332条1項等）ため、定時株主総会の開催が延期された場合には、延期後の定時株主総会の終結時までその任期も延長されるだけであり、特段の問題が生じるものではないと言える⁹。

2 決算手続への影響

新型コロナウイルス感染症の流行が深刻な事態に陥った場合には、決算を確定させることができない等、決算手続への影響が生じる可能性も否定できない。

この点に関して、定時株主総会の招集通知には、確定した（連結）計算書類を添付する必要がある（会社法437条1項、444条7項1号）ため、実務的には、遅くとも招集通知の校了時までには、監査済みの

（連結）計算書類が取締役会で承認されている必要がある。言い換えると、招集通知の校了時までには監査済みの（連結）計算書類が取締役会で承認されない場合には、定時株主総会の開催を延期せざるを得ないこととなる。

これに対して、（連結）計算書類の承認または報告に係る株主総会は延期するとしても、その他の議案については予定どおり株主総会を開催して決議することも考えられるが、剰余金の配当議案については、決算が確定しないと正確な分配可能額（会社法461条2項）を算定することができないため、実務的には、一旦は無配とせざるを得ないケースが一般的であろう。もっとも、会社法上、決算の確定が剰余金の配当の要件として定められているものではないため、決算が確定していない場合でも剰余金の配当自体は可能であり、たとえば、新型コロナウイルス感染症により決算に与える影響が軽微であることが見込まれる場合には、保守的に見込んだ分配可能額を前提に、剰余金の配当を実施することも不可能ではない¹⁰。

また、決算手続との関係では、有価証券報告書・四半期報告書の提出時期も問題となる。

有価証券報告書・四半期報告書については、金融商品取引法上、その提出期限が定められている（有価証券報告書：事業年度経過後3カ月以内、四半期報告書：四半期会計期間経過後45日以内）が、やむを得ない理由により当該期限までに提出できない場合には、事前に財務（支）局長の承認により提出期限を延長することが認められている（金融商品取引法24条1項、24条の4の7第1項等）。この点に関して、金融庁は、2020年2月10日付で、新型コロナウイルス感染症の影響を念頭に、上記提出期限の延長制度についてウェブサイト上で紹介し、遠慮なく所管の財務（支）局に相談されたい旨を述べている¹¹ため、新型コロナウイルスの影響に

⁹ なお、剰余金の配当等の決定権限を株主総会から取締役会に授権するための要件の1つである取締役の任期の末日が選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結」以前の日であることが求められている（会社法459条1項参照）にとどまるため、同様に定時株主総会の開催が延期された場合でも特段の問題が生じるものではない。

¹⁰ たとえば、イオンディライト株式会社は、2019年5月30日開催の第46期定時株主総会において、連結子会社の不適切な会計処理により決算が確定していない状況で剰余金の配当を決議した。

¹¹ 金融庁「新型コロナウイルス感染症に関連する有価証券報告書等の提出期限について」（2020年2月10日付）（<https://www.fsa.go.jp/news/r1/sonota/20200210.html>）。

よる有価証券報告書・四半期報告書の提出遅延¹²については、一定の救済の余地があると考えられる¹³。

3 株主総会での実務対応

新型コロナウイルス感染症が流行している状況下で開催する株主総会では、当日の対応が極めて重要である。2020年3月開催予定の定時株主総会において各社が予定している対応等の実例を含め、株主総会当日における受付・議場等の対応、想定質問については次頁【図表】を参照されたい。

この他、株主総会での実務対応については、以下の点を検討する必要がある。

(1) 来場者の縮小

新型コロナウイルス感染症のリスクを低減させる方法の一つとしては、株主総会への来場者を減らすことが考えられる。具体的な方法としては、お土産を廃止すること、事前の議決権行使を推奨すること、高齢者・妊婦・基礎疾患のある株主の来場の見合わせを要請すること等が考えられ、これらを事前に会社のウェブサイト等でアナウンスすることが有効であろう。また、経済産業省の「新時代の株主総会プロセスの在り方研究会」が2020年2月26日付で公表した「ハイブリッド型バーチャル株主総会の実施ガイド」に記載されているハイブリッド型バーチャル株主総会の考え方を参照して、会社のウェブサイト等で株主総会の動画配信を行う等の対応も考えられる¹⁴。

(2) 入場拒否の可否

会社が、新型コロナウイルス感染症への罹患が疑われる株主が議場へ入場することを拒否できるかが問題となる。

この点に関して、会社が正当な理由なく株主の議場への入場を拒否した場合には、株主総会決議の取消事由（会社法831条1項1号）に該当する可能性があるため、入場拒否の可否については慎重な判断が必要である。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の流行が社会的に重大な問題として捉えられている現状では、発熱・過度な咳込み等の新型コロナウイルス感染症への罹患が疑われる症状が具体的に認められる場合には、他の出席株主の株主権の行使機会を確保する観点や、会社のスタッフを含む関係者の生命・健康の安全を確保する観点から、第2会場や同一会場の隔離された株主席に案内すること等のみならず、議長の秩序維持権限（同法315条1項）を根拠として、入場を拒否することも認められるべきであると考えられる。

これに対して、新型コロナウイルス感染症への罹患が疑われる症状が具体的には認められないものの、会社からの要請にもかかわらずマスクを着用しない株主が議場への入場を希望した場合に、入場拒否の判断をするのは慎重になるべきである。したがって、基本的には、そのような株主については議場への入場を認めざるを得ないのではないかと考えられるが、他の出席株主の懸念に配慮して、第2会場や同一会場の隔離された株主席に案内すること等が考えられよう。なお、会場の確保等の観点からかかる対応が難しい場合には、次善の策として、株主総会の議事進行中は議場外で待機させ、採決時に限り議場に入場させたいうえで、入口付近で議決権行使の機会を与える対応も考えられるが、当該株主が株主総会の審議等に参加していない点で、株主総会決議の取消事由が発生する法的リスクが完全に回避されるものではないことには、留意が必要である¹⁵。

¹² なお、有価証券報告書または四半期報告書の提出期限の延長申請を行うことを決定した場合には、その旨の適時開示が必要となる（東京証券取引所有価証券上場規程402条1号akの2等）。

¹³ また、決算短信・四半期決算短信については、原則として事業年度の末日から45日以内に開示することが求められているが、東京証券取引所は、2020年2月10日付で、新型コロナウイルス感染症の影響により決算手続等に遅延が生じ、速やかに決算内容等を確定することが困難となった場合には、上記時期にとらわれず、確定次第開示することで差し支えない旨を公表している（東京証券取引所「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた適時開示実務上の取扱い」（2020年2月10日付）（<https://www.jpx.co.jp/news/1023/20200210-01.html>））。なお、大幅に決算内容等の確定時期が遅れることが見込まれる場合には、その旨（および確定時期の見込みがある場合にはその時期）の適時開示を検討するようあわせて求められている。

¹⁴ ハイブリッド型バーチャル株主総会の活用方法と実務上の課題等については、拙稿「ハイブリッド型バーチャル株主総会の活用と実務上の課題～「ハイブリッド型バーチャル株主総会の実施ガイド」を踏まえて～」Business Law Journal2020年5月号を参照されたい。

¹⁵ なお、新型インフルエンザ流行時の対応について言及している、大阪株式懇談会編『会社法実務問答集 I（上）』（前田雅弘）（商事法務、2017）227-229頁も、新型コロナウイルス流行時の対応にあたり参考になる。

【図表】株主総会当日における受付・議場等の対応と想定質問

株主総会当日の対応	
受付	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 入場時に検温（体温計、サーモグラフィ等）を実施する。 ➤ 入場時にマスクの着用を要請する。 ➤ 受付時に、健康状態を確認する内容のチェック表への記入を依頼する。 ➤ 受付にマスク、アルコール消毒剤等を設置する。 ➤ 上記各対応を想定して、受付担当者を増員する。
議場	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 株主席の座席の間隔を空ける。 ➤ 役員、事務局・議場係等のスタッフもマスクを着用し、その旨を議長から説明する。 ➤ 株主へのマイクの受渡時に、アルコール消毒等による清拭を行う。 ➤ 質疑応答時には、手持ちマイクではなく、スタンドマイクを使用する。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 受付対応に時間を有する可能性をふまえ、受付開始時刻を早めるとともにその旨を事前にウェブサイト等で周知する。 ➤ 議事を早期に終了させるべく、議長シナリオ・ナレーションを簡略化する（その旨を議事の冒頭で議長から説明する）。 ➤ 議案の採決について、個別採決ではなく、一括採決を行う。 ➤ 医師・看護師等の医療関係者を別室に待機させる。

想定質問	
議事運営	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 役員、事務局・議場係等のスタッフについて、検温・海外渡航歴等を確認しているのか。 ➤ 隣の席の株主が咳をしている。別の株主席に移動させてほしい。 ➤ 隣の席の株主がマスクや手で覆うことなくしゃみをした。今すぐ手洗い・うがいをしてほしいので、休憩を入れてほしい。 ➤ 隣の席の株主の体調が明らかに悪そうである。退場させてほしい。 ➤ なぜマスクを着用していない株主がいるのか。ただちにマスク着用を義務づけてほしい。 ➤ 体調が悪くなってきた。休憩室等に案内してもらえないか。 ➤ この時期になぜ株主総会を開催するのか。ただちに中止して、開催を延期すべきだ。 ➤ 感染リスクを心配する株主が安心して株主総会に参加できるよう、インターネットで株主総会をライブ配信すべきではないか。
事業	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 当社では新型コロナウイルス感染症に対してどのような対策を講じているのか。 ➤ 当社では、自己またはその家族が新型コロナウイルス感染症に罹患している役職員はいるのか。どのような方法で罹患者の有無を確認しているのか。 ➤ 当社では、取引先や来訪者が新型コロナウイルス感染症に罹患しているか否かを確認しているのか。 ➤ 当社の役職員またはその家族が新型コロナウイルス感染症に罹患していることが判明した場合、会社としてどのような措置を講じるのか。 ➤ 今般の新型コロナウイルス感染症の問題により、当社の事業・業績等にはどのような影響が発生し、また、今後見込まれるのか。加えて、これらの影響に対して、当社はどのような対策を講じていくのか。 ➤ 当社の役職員の感染予防策として、当社はどのような取組みを行っているのか。従業員の出勤禁止措置、テレワークの推奨、時差出勤等を行っているか。 ➤ 学校の休校等が相次いでいるが、子どものいる従業員の勤務に支障が生じていないか。そうした従業員に対してどのような支援を行っているのか。